

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

令和6年2月5日に開催した中野区交通政策推進協議会実証運行運賃協議部会（第1回）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
高齢者割引（普通運賃の半額）の対象に満65歳～満69歳を追加
- 2 運賃を適用する路線又は営業区域  
中野区実証運行  
K05系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～白鷺せせらぎ公園  
K06系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～鷺ノ宮駅南～白鷺せせらぎ公園
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和6年4月から
- 4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
関東バス株式会社

令和6年2月5日

中野区交通政策推進協議会実証運行運賃協議部会